

11月9日は、消防庁によって制定された「119番の日」です。
そこで、火災や大地震などが起きたときに
ビルやマンションで普段からできる対策の一例をご紹介します。

マンション編



居住者と一緒に、消防設備点検を実施しよう

消防設備の点検頻度は？

マンションには多数の消防用設備が設置されています。消火器や消火栓、火災報知器、ガス漏れ警報器、そしてベランダにある避難器具など。ほとんどが火災時に使用される設備ですから、いざというときにその機能が発揮されるよう、1年に2回、有資格者が点検を行うことが義務付けられています。また、1年に1回は実際に作動確認を行う総合的な検査を実施し、その結果を消防署へ届け出ること、消防法によって義務付けられています。

点検には、事前にお知らせしておかないと驚かせてしまう内容も存在します。例えば、お部屋内に入って

火災報知器の機能や外観の点検や、非常ベルが正しく鳴動するかの確認では、事前に呼びかけておかなければ、多くの方を混乱させてしまうでしょう。そのため、消防設備点検の実施日が決まったらできるだけ早く、掲示や配布文などで、居住者のみなさんにお知らせするようにします。また、多くの方に点検を受けていただけるよう、実施日の1週間前などに再度お知らせしたり、事前に実施希望日のアンケートをとり、土・日曜など多くの居住者が受けやすい日時に実施日を設定したりといった工夫も有効です。

避難経路の盲点とは？

特にベランダなどは、管理員や他

の居住者からなかなか見えにくい場所ですが、ベランダやバルコニー、専用庭、ポーチは特定の方に日常的に使用できる専用使用権があるだけで、専有部分に近い共用部分と理解しておくといいいでしょう。

マンションの場合、1つは玄関から廊下、もう1つはベランダというように、相対する2方向に避難経路を確保することが消防法で求められています。そのため、避難経路となる廊下に自転車や灯油のポリタンクなどを出しておいたり、ベランダやルーフバルコニーにプランターや物置あるいは温室、ペット小屋など、避難時に支障になるような物を置かないように、定期的に協力をお願いしましょう。



マンション編 監修者プロフィール

くさかべりえ 日下部 理絵 (一社)マンション管理員検定協会 理事長
マンション管理士

女性ならではの視点で、管理組合の相談業務のほか、多数の著書を執筆。さらにセミナー講師やテレビ出演・ラジオのパーソナリティなど幅広く活躍中。